※島根県道路交通法施行細則の一部改正によりタンデム自転車で公道走行が可能となりました。





二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダルが縦列に 設けられた自転車です。

何が変わったの?



今まで、公道で走行できませんでしたが、公道を走行 できるようになります。

タンデム自転車の特徴は?

- ①視覚障がい者や脚力の弱い方でも走行を楽しむことができます。
- ②一般的な自転車と交通ルールが異なります。
- ③一般的な自転車と比べて小回りが利かないなど運転感覚が大きく異なります。
- 4二人でこぐので速度が出やすいため注意が必要です。

走行する際の注意点は?

①走る前に練習をしましょう



安全な場所で十分練習をしてから 道路を走るようにしましょう。

②コミュニケーションを取ろう



発進・停止・曲がるときは、 声を掛け合うようにしましょう。

※練習方法等の問い合せは、島根県警察本部交通企画課まで。 なお、公益社団法人島根県視覚障害者福祉協会では講習会を開催予定です。

島根県警察(電話 0852-26-0110)



交通規制上の注意事項

普通自転車と軽車両の違いは?

リアカー、人力車、 馬·牛、馬車·牛車

など



軽 重 西



普诵白転車

- ①車体の大きさ
- 長さ 190 cm以内、幅 60 cm以内であること ②車体の構造
 - 側車を付けていないこと
 - 運転席以外の乗車装置を備えていないこと
 - 制動装置が走行中容易に操作できる位置に あること
 - 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な 突出部がないこと

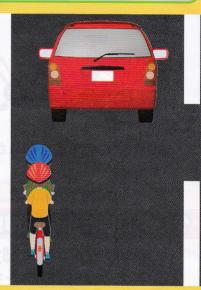
歩道は通行できません

歩道には右のように 「白転車及び歩行者専 用」の標識が設置されていることがあります が、ここでいう「白転車」は「普诵白転車」のこと を意味します。

普通自転車ではないタンデム自転車は、この ような標識があっても歩道を走ることはできま せん。

車道の左側を通行することになります。





「自転車を除く」の補助標識は適用されません







自転車を除く



自転車を除く

進入禁止や一方通行等の規制標識に「自転車を除く」 という補助標識があっても、タンデム自転車は除かれ ません。

車両用の信号に従って進行することになります。

歩行者用信号ではなく、 車両用信号に従って 進行することになります。

